

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 平賀 治郎
(JASDAQ・コード7863)
問合せ先
役職・氏名 財務経理部長 鈴木 達也
電話03-3991-4541

和解による訴訟の終了及び特別損失の計上に関するお知らせ

平成 27 年 2 月 23 日付「訴訟提起に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟について、係争中でありましたが、下記の通り、本日、和解が成立し訴訟の終了に至りましたのでお知らせ致します。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 26 年 5 月 22 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」及び同月 23 日付「『訴訟の判決に関するお知らせ』の一部訂正について」にて公表いたしましたとおり、当社は平成 24 年 3 月 19 日にユーピテル株式会社に 3 億 6725 万 6446 円の約束手形に関する債務不存在確認訴訟を東京地方裁判所に提起し、その結果、同裁判所は平成 25 年 12 月 17 日に当社の債務不存在確認請求を認める判決を言い渡しました。また平成 26 年 5 月 22 日には東京高等裁判所が同判決に対するユーピテル株式会社の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

本訴は、ユーピテル株式会社が、「当社の前々代表取締役である平賀明男氏が職務を行うについて同社に対して加害行為を行ったために上記債務不存在確認請求を認める判決が言い渡され、これにより同社が 3 億 6725 万 6446 円の損害を被ったので同社は当社及び上記約束手形の振出日現在における役員に対して同額の損害賠償請求権を有する。」旨を主張し、同損害賠償請求権の一部である 1 億円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたものです。

当社は、原告の請求を全面的に争っておりましたが、紛争の早期解決の利点や解決金の金額の水準に照らし、和解による解決を図ることが相当であるとの結論に至り、この度、訴訟上の和解を成立させることとなりました。

2. 和解の内容の概要

当社は、原告ユーピテル株式会社に対し、平成 28 年 10 月末日までに、解決金として、金 3 百万円を支払う。
原告ユーピテル株式会社は、その余の請求を放棄する。

3. 今後の見通し

今回の和解に基づき平成 29 年 3 月期第 2 四半期累計期間において、上記和解金 3 百万円を特別損失に計上いたします。

また、本件による平成 29 年 3 月期の業績予想に対する本件の影響は軽微であるため現時点での修正はございません。

以 上